

藤枝市木造住宅建替事業 書類は全て1部

申請者	市
<p><b>1. 交付申請書</b>（契約前に申請してください。）</p> <p>① 交付申請書（第1号の1様式）            ② 事業計画書（第1号の2, 第1号の3様式）            ③ 除却工事見積書（写し）            ④ 昭和56年5月31日以前の建築を証明するもの(次のいずれかの写し)                I) 建築確認通知書                II) 固定資産登録事項証明書（家屋）                III) 家屋登記簿            ⑤ 付近見取図（原則 1/2500 以上の地図）            ⑥ 公図写し            ⑦ 既存の診断結果及び配置・平面図            ⑧ 除却前の写真            ⑨ 申請者が建物所有者以外の場合、所有者の承諾書            ⑩ 通知連絡先  <b>※建設事業の場合は更に以下を添付</b>            ⑫ 建設工事見積書の写し            ⑬ 建設工事に係る住宅の配置図及び各階平面図            ⑭ 建替え前及び建替え後の家族構成報告書            ⑮ 母子健康手帳の写し（子育て世帯で子の出産予定である場合、三世帯同居世帯で孫の出産予定である場合）            ⑯ 申請者が建物所有予定者以外の場合、所有予定者の承諾書            ⑰ <b>省工ネ基準の要件確認書</b></p>	<p>受理</p>
<p>受領</p>	<p>交付決定通知</p>
<p>契約・事業開始（※決定通知書の日付以降に契約してください。）</p>	
<p><b>2. 変更承認申請書</b></p> <p>計画の変更、額の変更、事業の中止又は廃止の場合</p> <p>① 変更承認申請書（第3号様式）            ② 変更の場合、申請時の書類のうち変更があるもの</p> <p><b>3. 中止又は廃止の場合</b></p> <p>① 計画廃止（中止）届（第5号様式）（理由を記載）</p>	<p>受理</p>
<p>受領</p>	<p>変更承認通知</p>
<p>事業完了</p>	
<p><b>3. 実績報告書</b> 事業完了をしてから30日以内かつ<b>2月末まで(期限厳守)</b></p> <p>① 事業実績報告書（第6号様式）            ② 除却工事の完了写真            ③ 領収書等（宛名は申請者としてください）            ④ 建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し            ⑤ 建設リサイクル法の届出の写し（届出対象工事のみ）  <b>※建設事業の場合は更に以下を添付</b>            ⑥ 建設工事の完了写真            ⑦ 建設工事の住宅に係る建築基準法の規定による確認済証の写し            ⑧ 建設工事の住宅に係る建築基準法の規定による検査済証の写し            ⑨ 建設工事に係る住宅の配置図及び各階平面図（変更がある場合）            ⑩ <b>省工ネ基準レベルの適合を証明する書類</b></p>	<p>受理</p>
<p>受領</p>	<p>確定通知</p>
<p><b>4. 請求書</b>（第8号様式 確定通知書受領後10日以内）</p> <p>通帳の写し（口座や支店名の記載がある部分）</p>	<p>支払い通知</p>

## 1. 木造住宅建替事業（建設）の条件について

令和 4 年度より住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、新築の要件を追加することとなりました。要件は、「①建替え後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること②建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合すること。」が条件です。申請時に追加して添付を求める資料については下記のものとなります。

省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年度法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう

### ●交付申請時または、工事中の変更承認申請時に追加で提出するもの

#### ①省エネルギー基準の要件確認書

- ・ 建替え後の住宅が断熱等級 4 かつ一次エネルギー消費等級 4（省エネ基準レベル）
  - ・ 建替え後の住宅が断熱等級 5 かつ一次エネルギー消費等級 6（ZEH レベル）
- 上記の基準を満たす予定を確認する。

### ●実績報告時に追加で提出するもの

#### ①省エネルギー基準又は ZEH レベルへの適合を証明する書類 （設計住宅性能評価書、BELS 等）

- ・ 所定の性能を達成するものであるかどうかについては、BELS や設計住宅性能評価等の第三者評価の結果を求めて判断します。ただし、省エネ基準レベルへの適合確認に関しては、延べ面積 300 ㎡以下の住宅について、建築物省エネ法第 27 条に基づき建築士が発行する省エネ性能の説明によることも可能です。

### ●よくある質問について

Q 他の補助金と併用は可能ですか？

A 本事業は国費及び県費を利用しているため、一部の他事業と併用はできません。  
（こどもみらい住宅支援事業等）

除却のみの事業利用であれば条件を満たせばご利用できます。詳細については、お問い合わせください。